平成２６年（フ）第１４１４号
福岡市早良区東入部２丁目11番37―101号
破産者　旛山　芳裕
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４１５号
福岡市早良区東入部２丁目11番37―101号
破産者　旛山　亜希
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６５４号
福岡県宗像市大島1101番地
破産者　中村　史朗
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９２号
福岡県古賀市新久保２丁目７番５号
破産者　一瀬　和子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６号
岩手県釜石市大町２丁目１番18号
破産者　藤田　佳正
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
岩手県釜石市甲子町第10地割731番地１　甲子町仮設団地Ｂ―10―５号室、住民票上の住所岩手県釜石市大町２丁目１番18号
破産者　藤田　政司
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８８号
福岡県福津市東福間７丁目６番９号
破産者　進　　仁臣
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２８号
福岡県田川郡福智町赤池441番地　町営南町団地48―２棟48―11号
破産者　三井　健悟
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４１８号
名古屋市中川区供米田３丁目706番地　悠和苑902号、開始決定時の住所名古屋市中川区西中島２丁目902番地　ソシエート西中島402号
破産者　髙木　康永
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０９号
福岡市城南区堤１丁目２番20号
破産者　宮原知加子
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２１号
福岡市博多区麦野４丁目40番17―101号
破産者　八田　広恵
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲500番地17、前住所福岡県大野城市大城３丁目32番13号
破産者　平川　知広
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３５号
福岡県筑紫野市岡田１丁目２番地６アムールヴィラＢ104号
破産者　平川アキ子
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田619番地１　フレグランスタカタＢ201号
破産者　竹下　正洋
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００１号
札幌市北区西茨戸５条１丁目５番３号
破産者　平澤美奈子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１号
仙台市青葉区錦ケ丘３丁目３番地の18、開始決定時の住所仙台市青葉区作並字岩谷堂西16番地の288
破産者　男澤　　亨
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
仙台市青葉区錦ケ丘３丁目３番地の18、開始決定時の住所仙台市青葉区作並字岩谷堂西16番地の288
破産者　男澤　敦子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６２号
仙台市青葉区国見３丁目７番６号　ヴィラージュＭＡＳＵＤＡ116、従前の住所仙台市青葉区栗生４丁目17―２―Ａ―202
破産者　佐藤　仁一
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係